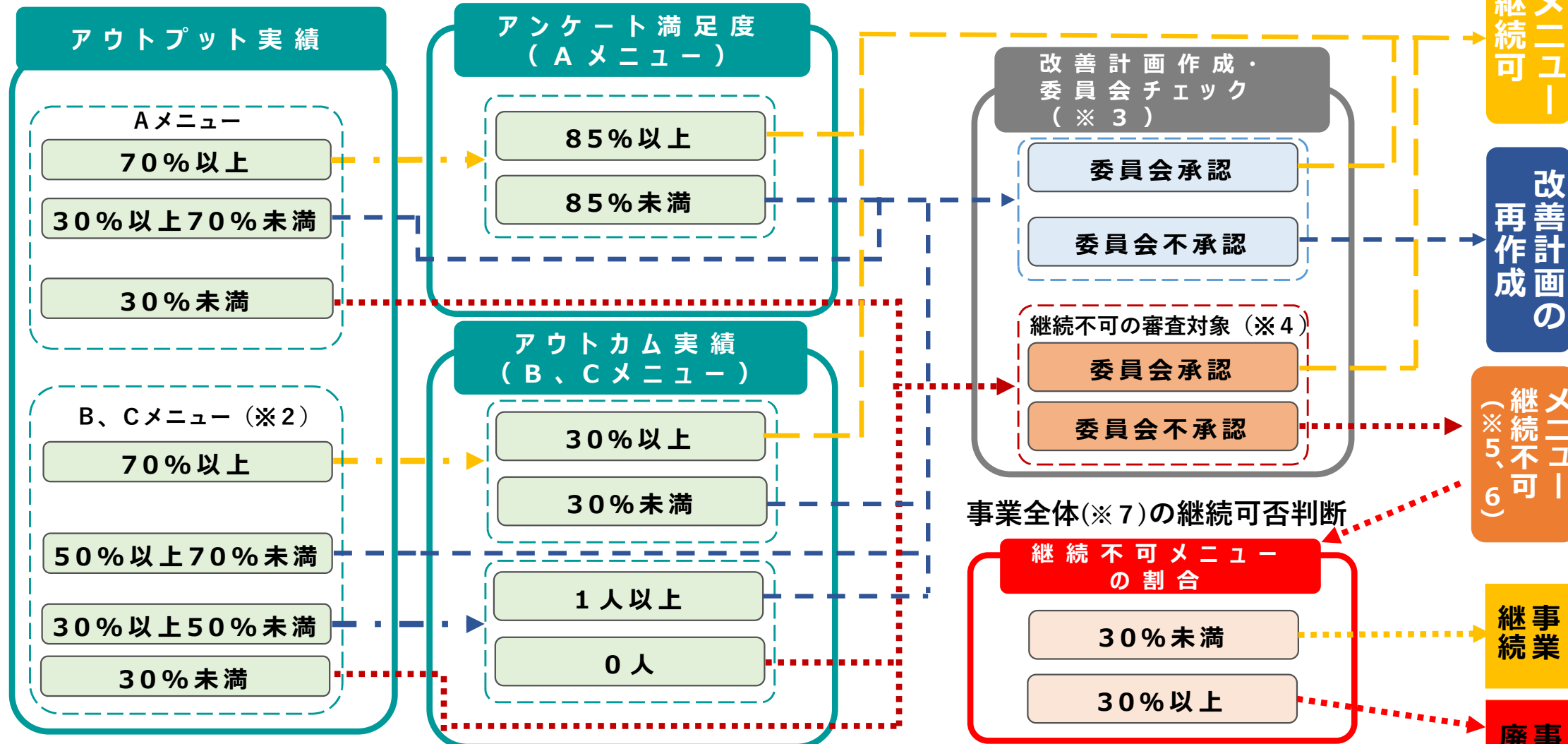


事業継続可否の判断基準（1年度目 2月末時点実績判断）

個別メニューの継続可否判断（※1）



（※1）2月末時点で完了した実施回がない個別メニューや3月にのみ実施する個別メニューは、事業継続可否判断の対象外とする。なお、事業継続可否判断の対象外となるメニューは、6月末時点（最終実績報告時点）の実績が、「改善計画作成・委員会チェック」の基準に相当する場合は、改善計画を作成することとする。

（※2）Cメニューのアウトプット実績については、事業者側、求職者側の実績のいずれもが30%未満の場合に「30%未満」に、いずれもが50%未満（いずれもが30%未満を除く）の場合に「30%以上50%未満」に、いずれもが70%以上の場合に「70%以上」に、それぞれ該当するものとして取り扱うこととし、これら以外の場合は「50%以上70%未満」に該当するものとして取り扱う。

（※3）改善計画は事業選抜・評価委員会による承認を得る必要があり、承認を得るまでは改善計画に係る個別メニュー（継続可否判断次第で「事業全体廃止」となる可能性がある場合はすべての個別メニュー）を実施することができない。

（※4）継続不可の審査対象となった場合の継続可否判断においては、改善計画の内容のほか当該メニューの各種実績（アウトプット、アウトカム、アンケート満足度）等を総合的に勘案し判断する。

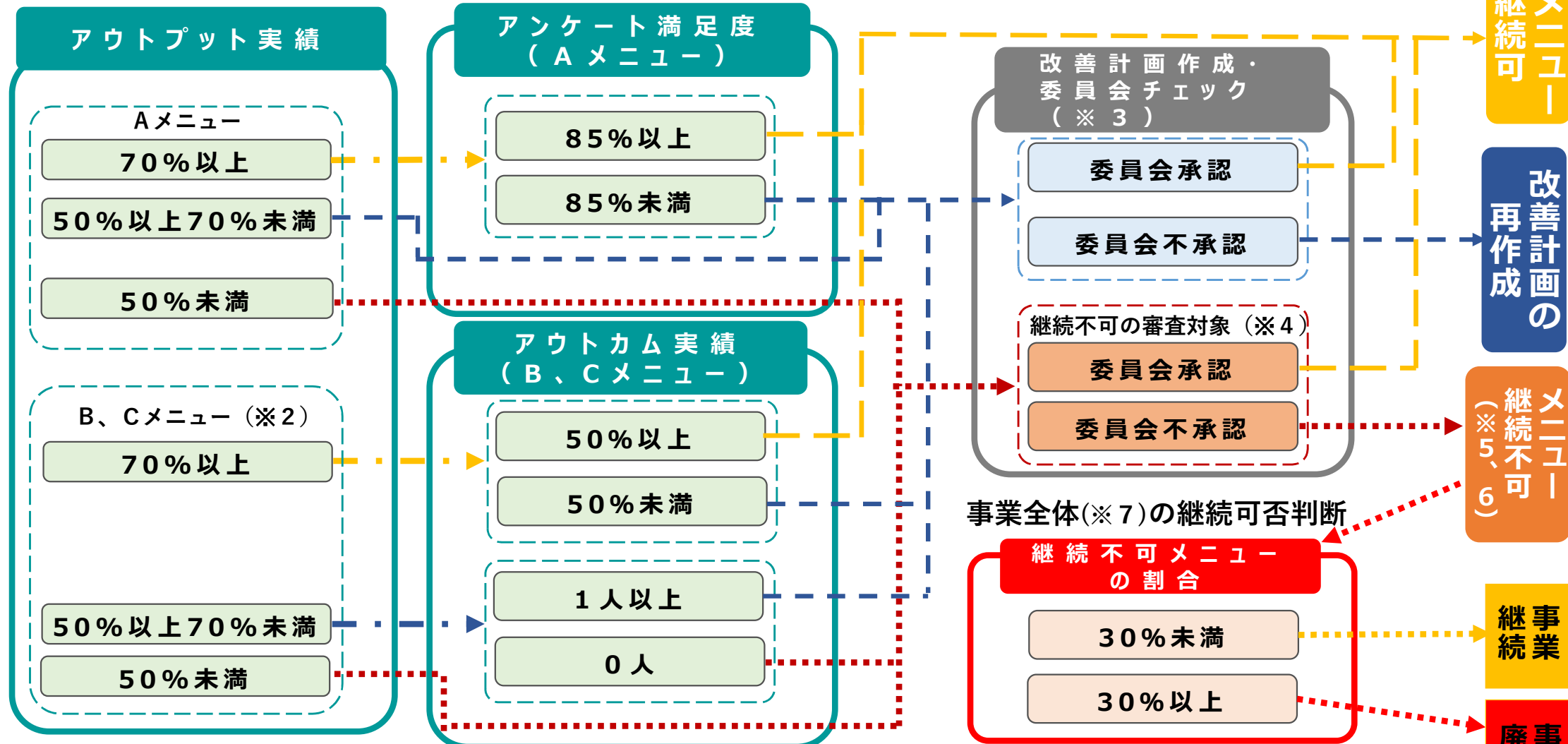
（※5）アウトカム実績0により継続不可の審査対象となり継続可否判断で「継続不可」とされた場合であって、6月末時点（最終実績報告時点）までにアウトカム実績が1以上となった場合は、「継続可」と同様の扱いとする（「当該個別メニュー継続不可」とはならない。）。

（※6）事業費の削減や目標数の見直し等事業規模の縮小を条件として継続を認める場合がある（条件を受け入れられない場合は継続不可とする）。

（※7）事業全体とは、事業1年度目にアウトプット・アウトカム目標を設定したメニュー総数（ただし、事業継続可否の判断対象外メニューは除く）のことを指す。

事業継続可否の判断基準（２年度目 ２月末時点実績判断）

個別メニューの継続可否判断（※１）



（※１）２月末時点で完了した実施回がない個別メニューや３月にのみ実施する個別メニューは、事業継続可否判断の対象外とする。なお、事業継続可否判断の対象外となるメニューは、６月末時点（最終実績報告時点）の実績が、「改善計画作成・委員会チェック」の基準に相当する場合は、改善計画を作成することとする。

（※２）Cメニューのアウトプット実績については、事業者側、求職者側の実績のいずれもが50%未満の場合に「50%未満」に、いずれもが70%以上の場合に「70%以上」に、それぞれ該当するものとして取り扱うこととし、これら以外の場合は「50%以上70%未満」に該当するものとして取り扱う。

（※３）改善計画は事業選抜・評価委員会による承認を得る必要があり、承認を得るまでは改善計画に係る個別メニュー（継続可否判断次第で「事業全体廃止」となる可能性がある場合はすべての個別メニュー）を実施することができない。

（※４）継続不可の審査対象となった場合の継続可否判断においては、改善計画の内容のほか当該メニューの各種実績（アウトプット、アウトカム、アンケート満足度）等を総合的に勘案し判断する。

（※５）アウトカム実績0により継続不可の審査対象となり継続可否判断で「継続不可」とされた場合であって、６月末時点（最終実績報告時点）までにアウトカム実績が1以上となった場合は、「継続可」と同様の扱いとする（「当該個別メニュー継続不可」とはならない。）。

（※６）事業費の削減や目標数の見直し等事業規模の縮小を条件として継続を認める場合がある（条件を受け入れられない場合は継続不可とする）。

（※７）事業全体とは、事業２年度目にアウトプット・アウトカム目標を設定したメニュー総数（ただし、事業継続可否の判断対象外メニューは除く）のことを指す。